

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく告示（昭和五十八年三月一日法務省告示第六十三号）

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一条第一項の戸籍事務を管掌する者として、北海道根室市長を指名する。

附 則

この告示は、昭和五十八年四月一日から施行する。